

# 被扶養者資格継続調査から

8月に実施しました被扶養者資格継続調査につきまして、お忙しいなかご協力いただきありがとうございます。

被扶養者の資格の取消日は取消しが判明した日ではなく、取消しの事由が発生した日になります。取消日以後に医療機関等を受診していた場合、共済組合が負担した医療費等を返還していただくこととなります。組合員のみなさまには、日頃より被扶養者の収入等を確認していただき、被扶養者が取

消しの要件に該当した場合は、すみやかに所属所の共済事務担当課へ申し出てくださいますようお願いいたします。

被扶養者の認定基準については、ホームページ等でお知らせしておりますが、毎年、継続調査により、さかのぼって被扶養者の認定取消しになる方が多数見受けられますので、特に注意していただきたい事例について掲載いたします。

## ■給与収入（パート等）がある被扶養者について

より実態に即した扶養認定をするために、アルバイトやパートでの収入がある場合には、年額だけでなく月額でも基準額を設定しています。

年額基準額	1,300,000 円未満
-------	---------------

月額基準額	108,334 円未満
-------	-------------

※障害年金受給者または60歳以上の公的年金受給者

年額基準額	1,800,000 円未満
-------	---------------

月額基準額	150,000 円未満
-------	-------------

次の①～③に当てはまる場合は、該当期間の初月の1日にさかのぼって取消しになります。（就職した時点で明らかに基準額を超えるようになる場合は就職日から取消しになります。）

①3か月連続で月額基準額以上の収入がある場合

②3か月連続で月額基準額以上の収入はないが、連続する4か月のうち3か月が月額基準額以上であり、かつ、当該4か月の平均が月額基準額以上の場合

③年度・暦年にかかわらず連続する12か月の収入が130万円以上になった場合

※扶養認定における「収入」とは、課税・非課税にかかわらず、通勤手当等の諸手当を含めた所得控除前の総収入額です。賞与は、その支給対象月の月数で除して、支給対象月の給与月額に加算します。

## ■別居している被扶養者について

別居している被扶養者については、仕送りによる生活援助の実態が確認できる場合は認定することが可能です。特に学生以外の方については、毎月金融機関を通して、共済組合で定められている基準額以上の額※1を生活費として送金している事実を確認できる書類※2の写しを提出していただいております。

送金している事実を確認できる書類の提出がない場合は、送金の事実を確認できない月の初日まで遡って扶養認定の取消しとなりますのでご注意ください。

※1. 1か月あたり、別居している被扶養者の年間収入の2分の1の額を12で除した額以上、かつ、別居している被扶養者一人につき5万円以上の額です。

※2. 次の内容が記載されているものです。

振込人（組合員） ・ 受取人（被扶養者） ・ 送金額 ・ 送金日

共済組合では、資格継続調査時において調査対象となる過去の期間における書類※の提出をお願いすることになりますので、大切に保管をお願いいたします

※給与明細書、源泉徴収票、雇用証明書、年金裁定・改定・支給通知書、確定申告書、収支内訳書、送金明細票など